

小金井市障害者交通手当対象者 各位

小金井市福祉保健部

自立生活支援課長 礒端 洋充

(公印省略)

小金井市障害者交通手当の申請について（お知らせ）

平素より、本市の福祉行政にご理解、ご協力いただき誠にありがとうございます。

令和 8 年 4 月 1 日より「小金井市福祉タクシー助成事業」と「小金井市心身障害者自動車ガソリン費助成事業」（以下「従来の事業」といいます。）を統合し、新たに「小金井市障害者交通手当事業」を開始いたします。

概要を説明いたしますので、受給をご希望の方は必要書類を添えて申請をお願いいたします。

1 制度の概要

(1) 目的

従来の事業と同様、公共交通機関の利用が困難な障害のある方に対し、経済的支援を行うことにより、移動の促進を図ることを目的としています。

また、事務手続きを簡素化（下記「支給方法」参照）するとともに、移動手段の限定を無くす等利便性の向上も図ります。

(2) 対象者及び手当額

小金井市内に居住し、以下のいずれかの障害を有する方が対象です。従来の事業のように上限を設けて実費に応じて助成するものではなく、障害の程度に応じて以下の月額手当を一律に支給します。

障害程度	月額手当
身体障害者手帳の体幹機能もしくは下肢に係る障害の程度が 2 級以上、視覚障害 2 級以上、内部障害 1 級	2, 200 円
愛の手帳 2 度以上	
精神障害者保健福祉手帳 2 級以上で市長が必要と認めたもの	
身体障害者手帳の体幹機能もしくは下肢に係る障害の程度が 3 級	1, 100 円

(3) 支給方法

従来の事業では領収書の保管や年 2 回の申請が必要でしたが、年 1 回の対象要件の確認だけで受給が可能です。対象要件の確認のための届出はオンラインでも可能です。

受給資格の認定を申請した月から 4 月・8 月・12 月の年 3 回、その前月分まで（4 か月分）をご指定の金融機関口座（本人口座に限ります。ただし、障害のある方が 20 歳未満の場合は保護者の口座でも可能です。）に振り込みます。

受給者が死亡した際に未払いの手当があった場合は、同居の親族に支払います。

（裏面へつづく）

(4) 支給の制限

以下の場合には支給できません。

- ア 障害児入所施設、救護施設、更生施設、医療保護施設、授産施設、宿所提供施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設、療養介護を行う病院又は障害者支援施設に入所している場合
- イ 病院又は診療所に継続して3か月を超えて入院している場合

2 申請の手続き

(1) 申請方法

初回の申請は窓口への持参又は郵送が必要です。

※ 郵送に係る費用（切手・封筒等）は申請者様負担となります。

(2) 申請に必要な書類等

受給資格の認定の申請には以下の書類等をご持参ください。

- ・小金井市障害者交通手当認定申請書（現況届）（別紙）
- ・身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳（郵送の場合は写し）
- ・金融機関の口座情報がわかるもの（通帳、キャッシュカード等（郵送の場合は写し））

(3) 申請期限

令和8年4月～9月分の手当については特例として、令和8年10月9日（金）まで申請が可能です。

なお、令和8年8月に手当の支払いを希望される場合は、令和8年7月31日（午後5時自立生活支援課必着）までにご申請ください。令和8年8月1日～令和8年10月9日（午後5時自立生活支援課必着）に申請された場合は令和8年4月～9月分の手当も令和8年12月に支払います。

また、特例の期限を超えて申請された場合は、通常どおり申請をした日が属する月からの支給となります。

3 その他

(1) 変更の届出等

受給資格の認定を受けた後に住所・氏名の変更や振込口座の変更、等級等の変更があったとき、施設の入所等により支給要件を満たさなくなったとき等は届出が必要です。また、受給者がお亡くなりになった場合はご連絡ください。

(2) 提出先及び問合せ先

〒184-8504 小金井市本町6丁目6番3号

小金井市福祉保健部自立生活支援課 交通手当担当

電話番号：042-387-9841／9842／9848

受付時間：平日午前8時30分から午後5時まで（正午から午後1時までは対応職員が少なくなるため、待ち時間が長くなる場合があります。予めご了承ください。）